

2. 物流の現況

〔1〕物流振興の概要

令和3年6月15日に閣議決定された「総合物流施策大綱(2021年度～2025年度)」に基づき、九州においても総合的かつ効率的な物流の推進を図っていく。

〔2〕物流総合効率化法

「流通業務の総合化及び効率化に関する法律(略して「物流総合効率化法」)」は、物流を総合的かつ効率的に実施することにより、物流コストの削減や環境負荷の低減を図る事業に対して、その計画の認定、関連支援措置等を定めた法律であり、平成17年10月に施行された。また、物流業界の労働力不足が顕在化しつつあることを背景として関係者の連携した流通業務の省力化を推進するため平成28年10月に、貨客運送効率化事業を推進させるため令和2年11月に、物流DX(デジタルトランスフォーメーション)を通じた働き方改革を実現する必要があるため令和4年4月に、法の改正が行われた。輻輳する輸送網の集約や、長距離輸送・大量輸送の効率に優れた輸送機関へのモーダルシフトを図る等の取り組みについて、総合効率化計画の認定を受けることができる。

(1)モーダルシフト等推進事業

荷主企業及び物流事業者等、物流にかかる関係者によって構成される協議会が行うモーダルシフト等推進事業計画に基づく計画の策定や事業の実施に要する経費の一部を補助する事業であり、物流分野の労働力不足に対応するとともに、温室効果ガスの排出量を削減しカーボンニュートラルを推進するため、物流総合効率化法の枠組みの下、トラック輸送から、よりCO2排出量の少ない大量輸送機関である鉄道・船舶輸送への転換等を荷主・物流事業者を中心とする多様・広範な関係者の連携のもとに推進する(グリーン物流の推進)。また、省人化・自動化の取組を進めることで、物流DXを推進し、さらに物流効率化を加速させることとする。

(2)特定流通業務施設の整備促進

認定を受けた計画に基づいて取得する物流施設(営業倉庫、トラックターミナル、上屋等)については、税制特例(別途要件あり)や都市計画法等による処分についての配慮等の支援措置が受けられる。

認定状況

全 国	～H29.3	～H30.3	～H31.3	～R2.3	～R3.3	～R4.3
輸送網の集約	9	37	27	45	32	41
輸配送の共同化	3	6	4	8	1	1
モーダルシフト	9	27	26	22	7	14
貨客混載	—	—	1	4	2	1
その他	—	—	1	5	1	2
九 州	～H29.3	～H30.3	～H31.3	～R2.3	～R3.3	～R3.4
輸送網の集約	—	2	2	2	3	1
輸配送の共同化	—	—	—	1	—	—
モーダルシフト	1	4	2	2	2	3
貨客混載	—	1	—	1	—	—
その他	—	—	1	1	—	—

資料:国土交通省 国土交通省物流審議官部門 調べ

平成28年10月法改正後の認定数

その他:業務の平準化、中継輸送、一貫輸送 等